

平成29年1月から健康保険での マイナンバーの利用を開始します

マイナンバーは年金や健康保険、雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条例で定められた手続きで利用します。
健康保険では、平成29年1月から資格関係の各種届出や療養費等の申請手続きでマイナンバーの利用を開始します。



平成29年1月からは手続きがどう変わるの？

①ご家族が加入するとき

A：在籍中の被保険者の場合

従来の必要書類に加えて加入するご家族のマイナンバーの届出が必要となります。

「[申請書ダウンロード](#)」内の「[健康保険被扶養者異動届・現況届](#)」のP4「【健康保険 被扶養者用】マイナンバーコーディングシート」をご提出ください。

B：任意継続被保険者・特例退職被保険者の場合

健康保険組合が加入するご家族のマイナンバーを住基ネットから取得いたしますので、手続きに変更はありません。

②マイナンバーが変更になったとき

A：在籍中の被保険者の場合

被保険者本人分・・・事業所にて変更の手続きをお願いします。

ご家族分・・・「[健康保険被扶養者マイナンバー変更報告書](#)」を事業所にご提出ください。

B：任意継続被保険者の場合

被保険者本人分、ご家族分ともに「[【任継・特退】健康保険マイナンバー変更報告書](#)」を事業所にご提出ください。

C：特例退職被保険者の場合

被保険者本人分、ご家族分ともに「[【任継・特退】健康保険マイナンバー変更報告書](#)」を健康保険組合にご提出ください。

③給付手続きをするとき

従来どおりの手続きで給付を受けることができます。

マイナンバーを申請書類に記入して手続きをすることもできますが、従来の必要書類に加えて、マイナンバーが確認できる書類等の提出が必要となりますので、希望される場合は健康保険組合あてご連絡ください。